

平成21年12月10日

(社) 第二地方銀行協会

### 中小企業等金融の円滑化に向けた当業界の取組みについて

地域経済の低迷が続く中、取引先中小企業の業況は、依然、厳しい情勢にあり、当協会会員行は、雇用の維持・促進に取り組む企業や円高の影響を受けている企業への支援融資等に加え、緊急保証制度や貸出条件緩和債権の見直し措置等の政府施策の活用により、地域の中小企業等に対する金融の円滑化に力を注いで参りました。

このような状況のもとで、12月4日、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」が施行されました。

当協会会員行では、本法律の趣旨も踏まえ、今後、更に、以下の取組みを強化し中小企業等に対する金融の円滑化に一段と努めて参ります。

#### (具体的な取組み)

1. 取引先中小企業等からの借入や返済条件の変更等のお申出には、お客様の実情等を踏まえ、より柔軟に、かつ迅速に対応いたします。

具体的には、それぞれの会員行が創意・工夫を凝らし、中小企業に対しては、サポート態勢の整備・強化による前広な経営支援、また、住宅ローンのお客様に対しては、資金計画や返済条件の変更等の相談への対応強化に努めて参ります。

2. 会員行における中小企業等に対する金融の円滑化の取組みを強化するため、会員行間で独自の取組みに関する情報をできる限り共有するよう努めます。

会員行のこのような取組みにつきましては、中小企業金融円滑化法に対応した取組状況として、定期的に公表いたします。

以 上